

3 建住第 869 号  
令和 4 年（2022 年）3 月 29 日

協議会構成団体の長 様

長野県建設部長

ふるさと古民家再生支援事業実施要綱の改正について（通知）

日頃より、本県の建築住宅行政に御協力いただき、ありがとうございます。

県では、地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全・安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに古民家の活用を通じた地域活性化を図るため、長野県古民家再生協議会を設立し、専門家派遣による古民家調査及び古民家再生提案を実施してきたところです。

令和 4 年度の事業内容拡充に伴い、下記のとおり実施要綱を改正しましたので送付します。

つきましては、事業の円滑な実施に御協力をお願いするとともに、会員への周知に御配意願います。

記

1 改正内容

事業内容拡充に伴う条文及び様式の追加  
（信州古民家再生支援事業に係る記載の追加）

2 改正理由

令和 4 年度から以下の事業を拡充するにあたり、必要な改正を行う  
（1）古民家所有者と活用希望者のマッチング支援  
（2）古民家の改修に対する補助

3 適用年月日

令和 4 年 4 月 1 日

建築住宅課建築企画係 （課長）小林 弘幸 （担当）宮崎 拓人 TEL : 026-235-7339（直通） FAX : 026-235-7479 E-mail kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp
---